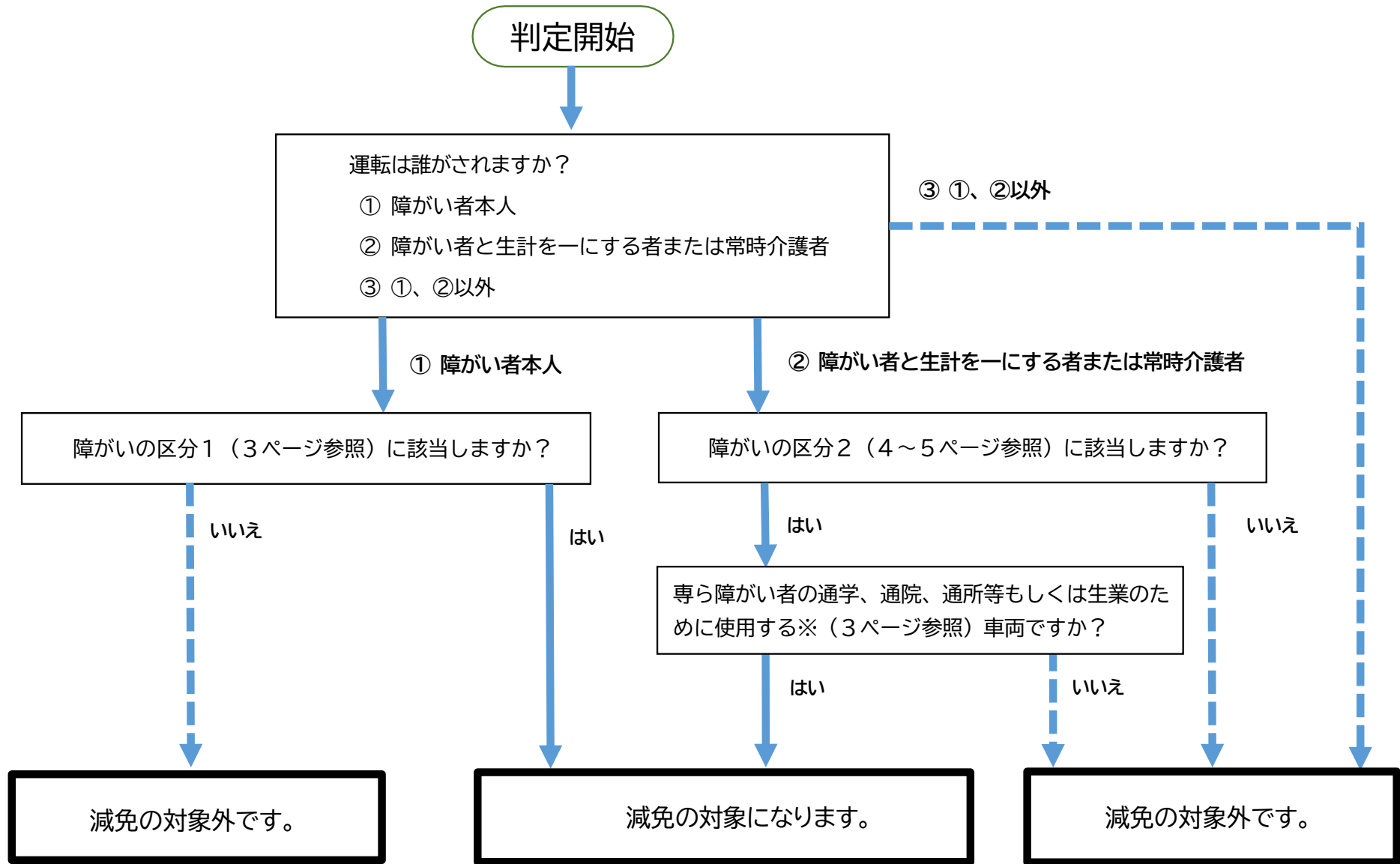
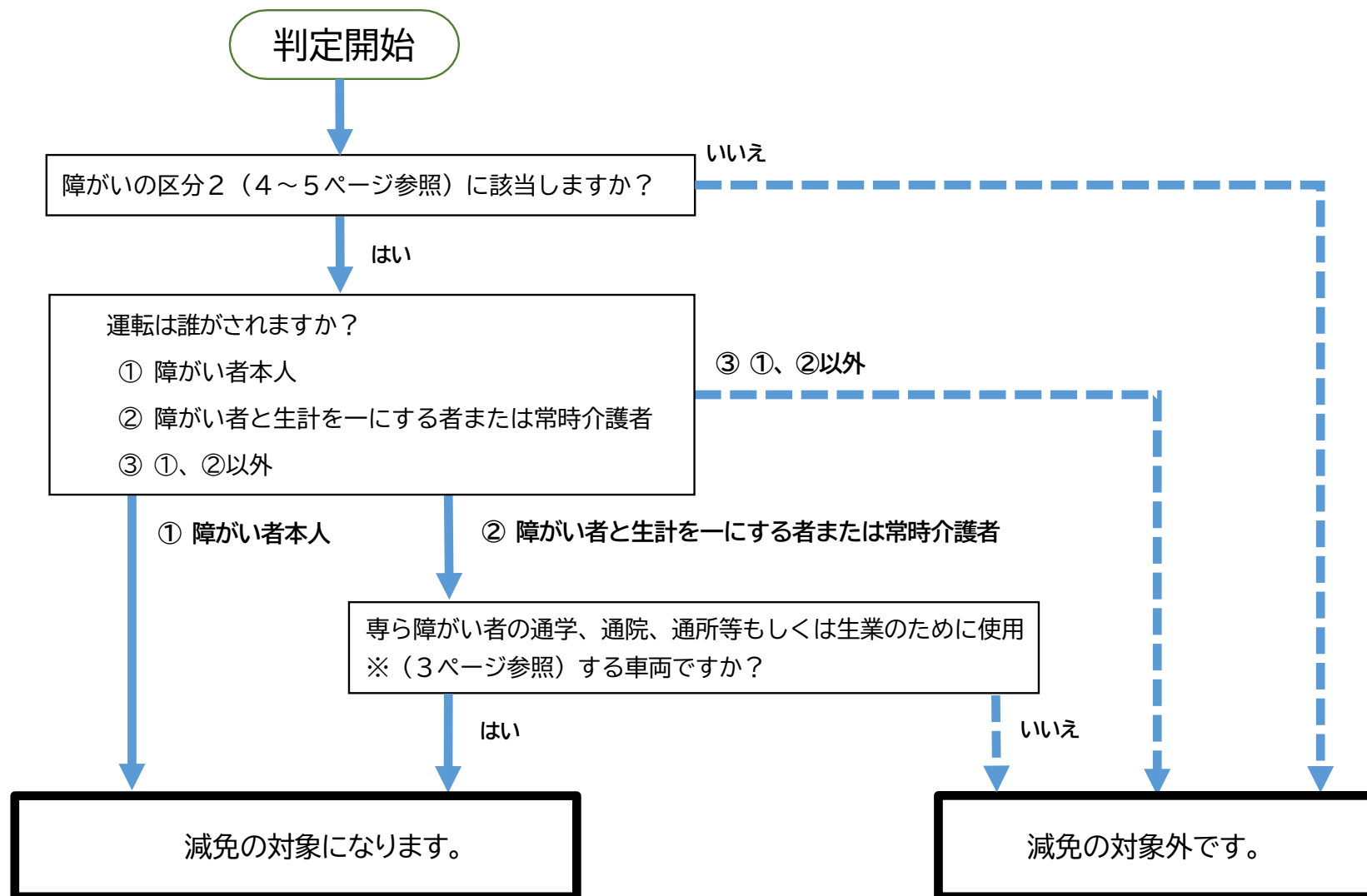


○軽自動車税の身体障がい者等減免の判定（障がい者本人が所有する軽自動車の場合）



○軽自動車税の身体障がい者等減免の判定（障がい者と生計を一にする者が所有する軽自動車の場合）



※ 専ら障がい者の通学、通院、通所等もしくは生業のために使用するとは、納期の末日において、以下の目的で、専ら（おおむね8割以上）使用していることです。

- ・障がい者の通学のため
- ・障がい者の通院のため
- ・障がい者の通所等のため

通所等とは、通所もしくは入所している障がい者の施設への送迎等のほか日常生活のために使用しているもの

- ・障がい者の生業のため

生業のためとは、障がい者の通勤、障がい者が事業を営んでいる場合はその事業のために使用しているもの

## 障がいの区分1

(1)	身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者
(2)	戦傷病者特別援護法第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者のうち、恩給法第49条の2に規定する重度障がいの程度又は同法第49条の3に規定する障がいの程度に該当する障がいを有する者
(3)	厚生労働大臣の定めるところにより療育手帳の交付を受けている者のうち、当該手帳に障がいの程度がA1、A2、A3又はB1と記載されている者
(4)	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者のうち、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に規定する一級の障がいを有する者

## 障がいの区分2

(1) 身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者で次の表に該当する障がいを有する者

障がいの区分		障がいの級別
視覚障がい		1級から3級までの各級及び4級の1
聴覚障がい		2級及び3級
平衡機能障がい		3級
上肢不自由		1級、2級の1及び2級の2
下肢不自由		1級から4級までの各級
体幹不自由		1級から3級までの各級
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい	上肢機能	1級及び2級（一上肢のみに運動機能障がいがある場合を除く。）
	移動機能	1級から4級までの各級
心臓機能・じん臓機能・呼吸器機能・ぼうこう又は直腸の機能・小腸機能障がい		1級及び3級
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい		1級から3級までの各級
肝臓機能障がい		1級から3級までの各級

(備考) この表の左欄に掲げる障がいの区分が下肢不自由又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がいのうち移動機能に該当する障がいを有する者が、同欄に掲げるその他の障がいを重複して有する場合における同表の規定の適用については、当該障がいを有する者の身体障害者手帳の身体障害者等級表による等級を障がいの級別に読み替えて適用する。

(2) 戦傷病者特別援護法第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で次の表に該当する障がいを持つ者

障がいの区分	重度障がいの程度
視覚・聴覚・平衡機能障がい、体幹不自由	特別項症から第4項症までの各項症
上肢・下肢不自由、心臓機能・じん臓機能・呼吸器機能・ぼうこう又は直腸の機能・小腸機能・肝臓機能障がい	特別項症から第3項症までの各項症

(3) 厚生労働大臣の定めるところにより療育手帳の交付を受けている者のうち、当該手帳に障がいの程度がA1、A2、A3又はB1と記載されている者

(4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者のうち、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に規定する一級の障がいを持つ者